

第8節 救出・救助計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 救出用資機材の現状把握及び調達体制の確立 2 府・警察・近隣市町村等への応援要請	消防本部 和泉警察署

第1 計画の方針

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を、防災関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に捜索し、又は救出して、その者の保護を図るものとする。

第2 実施責任者

被災者の救出は、消防機関及び警察機関が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、市長は、近隣市町村又は府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長が行う。

第3 救出・救助の対象

- 1 火災時に火中に取り残されたような場合
- 2 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- 3 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- 4 崖くずれ、山くずれ、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- 5 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- 6 ガス、危険物、化学薬品、放射性物質等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- 7 その他これに類似する場合

第4 救出・救助活動

- 1 市民からの通報又は職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、関係機関への情報伝達を行う。
- 2 救出活動は、消防本部により救助隊を編成し救出に必要な資器材を投入して、迅速に救出作業にあたるものとする。なお、被災者の救出に当たっては、和泉警察署に協力を要請し、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。
- 3 救出した負傷者は、症状に応じ医療機関等に搬送する。

第5 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を投入して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、和泉建設業協会、和泉運輸事業協同組合等関係機関及び地域住民等の協力を得て行うものとする。

第6 関係機関等への要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市の資機材では救出が困難な事態の場合は、府、近隣市町村に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。なお、応援を要請した場合には、市は、応援市町村に対し災害の状況、災害現場の地理などの情報を提供するものとする。

第7 連絡会議の設置

市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密

に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置するものとする。

第8 自主防災組織等による救出活動

地域住民による自主防災組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに市及び防災関係機関に通報するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。また、救出活動を行うに当たっては消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

資料編 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
